

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成29年9月10日 13時30分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市西平安名岬南西方沖 池間港第2防波堤灯台から真方位191° 1.3海里付近 （概位 北緯24° 54.0′ 東経125° 14.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート海幸丸は、錨泊中、主機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海幸丸、1.3トン ON3-61397（漁船登録番号）、個人所有 第296-12006号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人4人を乗せ、西平安名岬南西方沖で錨泊して釣りを終えた後、船長が帰港する目的で主機を始動しようとしたところ、セルモータを作動することができなかったの知人を介して海上保安庁に救助を要請し、巡視船の搭載艇によりえい航されて宮古島市狩俣漁港に帰港した。</p> <p>船長は、本インシデント後、バッテリーを交換したところ、主機を始動することができた。</p> <p>本船は、月に10～20回ほど使用され、1日の主機の運転時間が約30分であった。</p> <p>船長は、本インシデントの約3か月前にバッテリーを交換した後、バッテリーを点検していなかった。</p> <p>船長は、本船の電源を切り忘れて下船し、警報装置の電源が入った状態で放置していたことがあった。</p> <p>バッテリーは、主機の運転中に主機のクランクシャフトからVベルトで駆動する発電機で充電されるようになっており、主機の始動に使用されていた。</p>
分析	本船は、西平安名岬南西方沖で錨泊中、船長が主機を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたことから、主機を始動することが

	<p>できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が本船の電源を切り忘れてバッテリーの容量が低下している状況下、主機の運転時間が短かった上、バッテリーの使用頻度が多かったことから、バッテリーが過放電していた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、主機を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたため、主機を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 下船する際には、船内電源を確実に切ること。</li><li>・ 発航前には、バッテリーの電圧、液量、液比重等を点検し、適切に充電がされているか確認すること。</li></ul>